

第40号議案

長岡京市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

長岡京市職員の退職手当に関する条例（昭和50年長岡京市条例第2号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年3月22日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

長岡京市議員報酬等審議会の意見を踏まえ、退職手当支給割合を見直すため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

長岡京市職員の退職手当に関する条例（昭和50年長岡京市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(普通退職の場合の退職手当)</p> <p>第14条 次条の規定に該当する場合を除くほか市長、副市長及び教育長（以下「特別職の職員」という。）が、退職した場合における当該職員としての在職期間に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 市長としての勤続期間については、1年につき<u>100分の530</u></p> <p>(2) 副市長としての勤続期間については、1年につき<u>100分の315</u></p> <p>(3) 【略】</p> <p>(4) 教育長としての勤続期間については、1年につき<u>100分の270</u></p> <p>2 【略】</p>	<p>(普通退職の場合の退職手当)</p> <p>第14条 次条の規定に該当する場合を除くほか市長、副市長及び教育長（以下「特別職の職員」という。）が、退職した場合における当該職員としての在職期間に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 市長としての勤続期間については、1年につき<u>100分の600</u></p> <p>(2) 副市長としての勤続期間については、1年につき<u>100分の350</u></p> <p>(3) 【略】</p> <p>(4) 教育長としての勤続期間については、1年につき<u>100分の300</u></p> <p>2 【略】</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。